

寒河江市小規模修繕契約希望者登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する小規模な修繕等の契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）を登録し、市内事業者の受注機会の拡大を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 対象となる契約は、内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められる別表に掲げる小規模な維持工事及び施設等の修繕工事で、1件の契約予定金額が50万円以下のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項に規定する指名競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 契約の履行に当たり不正な行為をした者等、本市の契約相手方として不適当と認められる者
- (6) 寒河江市の組織が行う事務及び事業からの暴力団排除の推進に関する要綱（平成24年市告示第79号）第4条に定める排除対象者

(登録申請)

第4条 契約希望者は、寒河江市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書
- (2) 個人にあつては運転免許証、健康保険証の写し等又は契約希望者の氏名及び住所が確認できる書類
- (3) 希望業種を履行するために必要な契約希望者が有する資格又は免許証等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の手続き及び受付期間は市長が別に定める。

（登録名簿への登載）

第5条 市長は、第4条に規定する申請書の提出があつたときは、これを審査し、適格と認めたときは小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録基準年度（平成21年度を第1年度とする隔年度をいう。）から2年間とする。

（小規模修繕契約の発注）

第7条 契約担当者は、小規模修繕に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿の登載者に対し、積極的に見積り参加及び受注の機会を与えるものとする。ただし、当該修繕の契約に係る事業者を資格者名簿に登録された者のうちから選定することを妨げないものとする。

（登録事項の変更等）

第8条 登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があつたとき又は事業を廃止したときは、遅滞なく寒河江市小規模修繕

契約希望者登録変更・廃止届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる

- (1) 第3条に規定する登録要件に該当しないと市長が認めたとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 受注に関し、不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成21年度の申請により登録名簿に登録された者の有効期間は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日より施行する。

対象となる小規模修繕契約

番号	区 分	修 繕 の 内 容
1	土木関係	土木施設の修繕（側溝、車止め、その他土木施設の修繕）
2	建築関係	ガラス、サッシ
3		建具（木製建具・家具等）
4		畳
5		板金
6		塗装
7		左官（タイル、レンガ、ブロック等を含む。）
8		内装（屋内インテリア、カーテン、ブラインド等）
9		その他建築物等の修繕
10		設備関係
11	電気設備（家電、照明、コンセント、配線等）	
12	その他設備（機械器具、ガス設備、消防施設、空調設備、放送設備、電気通信設備等）	
13	その他	上記以外の修繕

様式第1号（第4条関係）

寒河江市小規模修繕契約希望者登録申請書

年 月 日

寒河江市長 様

寒河江市が発注する小規模修繕を受注したいので、下記のとおり登録を申請します。

所在地又は住所	〒		
フリガナ 商号又は名称			
フリガナ 代表者職・氏名			
寒河江市小規模修繕契約希望者登録実施要綱第3条1項4号を確認するために寒河江市税に係る納税情報を確認されることに同意します。また、市税の滞納が確認された場合は登録名簿に記載されないことに同意します。			チェック レ
電話番号		使用印 ※	
FAX番号			

※使用印について

使用印は見積書・請書・契約書・請求書等に使用するものになります。

登録希望業種（3業種以内）

番号	登録希望業種		許可・免許を有する場合、その種類名称 ※	営業年数
	区分	修繕の内容		

※ 設備関係の登録を希望する方で、寒河江市水道指定給水装置工事事業者、寒河江市指定下水道工事店、電気工事士の資格等を有する場合は、その資格証等の写しも添付してください。

様式第2号（第8条関係）

寒河江市小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

寒河江市小規模修繕契約希望者登録に係る登録事項について変更・廃止したいので、次のとおり届け出ます。

記

変更等事項	変更前	変更後	変更年月日
備考			